

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
平成31年1月31日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800127号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800023号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月30日から1か月分

私は、A社から発行された支給年月が昭和55年11月から昭和56年5月までの7か月分の給与支給明細書を所持しており、当該給与支給明細書によると、合計7か月分の厚生年金保険料(以下「保険料」という。)が控除されているが、国の記録では、同社に係る厚生年金保険被保険者期間は昭和55年10月21日から昭和56年4月30日までの6か月とされている。当該給与支給明細書を提出するので、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る支給年月が昭和55年11月から昭和56年5月までの期間の給与支給明細書によると、いずれの給与支給明細書においても、保険料が控除されていることが確認できることから、請求者は請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

しかしながら、A社は、保存期限経過のため請求者に係る人事記録等の資料が無く、請求者の勤務期間を確認することができない旨回答している上、請求者から提出された給与支給明細書からは、請求者の同社における勤務期間を特定することができないことから、請求者の請求期間に係る勤務を確認することができない。

また、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職年月日は昭和56年4月29日であり、請求者の同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録で確認できる厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合して

いる。

さらに、請求者と連絡が取れないことから、同僚に対する照会について請求者の了承を得られず、同僚に対して照会を行うことができないため、請求者のA社における勤務実態について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800128号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800024号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年1月31日から同年2月1日まで

私は、A社に昭和54年4月1日から昭和57年1月31日まで勤務していたが、国の記録では同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年1月31日とされており、請求期間の被保険者記録が無い。

請求期間も継続してA社に勤務しており、給与明細表で請求期間の厚生年金保険料(以下「保険料」という。)が控除されていることが確認できるので、昭和57年2月1日を被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

B社は、請求期間当時のデータが残っていない旨回答しており、請求者の請求期間における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、A社における離職年月日は、昭和57年1月30日と記録されており、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)及びオンライン記録で確認できる厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日と符合している。

さらに、被保険者原票及びオンライン記録によると、A社において、請求期間の前後6か月間(昭和56年8月1日から昭和57年8月1日まで)に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者は、請求者を除き23人確認できるところ、当該23人のうち同社での雇用保険の加入記録が確認できる22人の雇用保険の離職年月日は、請求者と同様に被保険者原票及びオンライン記録で確認できる厚生年金保険被保険

者の資格喪失年月日と符合している。

加えて、請求者及び複数の同僚は、請求期間当時のA社の休日が日曜日及び祝日であった旨回答しており、請求者が勤務していたと主張する請求期間の昭和57年1月31日は日曜日であったことから、勤務を要しない日であったことがうかがえる。

また、請求者から提出されたA社の昭和57年1月給与明細表によると、請求者に係る同社の被保険者原票及びオンライン記録で確認できる厚生年金保険被保険者資格喪失時の標準報酬月額（11万8,000円）に見合う1か月分の被保険者負担分の保険料（6,254円）が控除されていることが確認できるところ、請求期間当時、同社において給与事務を担当していたとする者（以下「給与事務担当者」という。）は、給与明細表に記載されている年月は給与の支払月である旨陳述しており、給与事務担当者及び複数の同僚は、請求期間当時の同社における給与の締め日は毎月20日、給与の支払日は締め日と同月の25日、保険料の控除方法は翌月控除であった旨回答している。

このことから、上記給与明細表は、昭和57年1月25日に支払われた昭和56年12月21日から昭和57年1月20日までの給与の明細であり、控除されている保険料は昭和56年12月分であることがうかがえる。

さらに、給与事務担当者は、請求期間当時のA社において従業員が給与の締め日の翌日以降に退職した場合、給与の締め日の翌日から退職日までの期間に係る給与明細表を発行していた旨陳述しているところ、請求者は、上記給与明細表のほかに同社の給与明細表を所持していないことから、請求期間における保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。